３　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を弁論準備手続に係る電子調書に記録しなければならない。

４　第一項及び前項に規定するほか、弁論準備手続に係る電子調書については、法第百六十条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及びこの規則中口頭弁論に係る電子調書に関する規定を準用する。

（準備的口頭弁論の規定等の準用・法第百七十条等）

**第九十条**　第六十三条（期日外釈明の方法）、第六十五条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）及び第八十三条の二（準備書面の提出等の促し）並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による協議・法第百七十六条）

**第九十一条**　裁判長は、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって書面による準備手続における協議をする場合には、その協議の日時を指定することができる。

２　前項の方法による協議をしたときは、裁判長は、裁判所書記官に当該手続についての電子調書を作成させ、これに協議の結果を記録させることができる。

３　第一項の方法による協議をし、かつ、裁判長がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に同項の方法による協議をした旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続に係る電子調書等）第二項第二号に掲げる事項を記録させなければならない。

［４　略］

５　前各項の規定は、受命裁判官が書面による準備手続を行う場合について準用する。

（口頭弁論の規定等の準用・法第百七十六条）

**第九十二条**　第六十三条（期日外釈明の方法）、第八十三条の二（準備書面の提出等の促し）及び第八十六条（証明すべき事実の電子調書への記録等）第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（証明すべき事実の電子調書への記録・法第百七十七条）

**第九十三条**　書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実の確認がされたときは、当該事実を口頭弁論に係る電子調書に記録しなければならない。

（法第百七十八条の規定による当事者の説明の方式）

**第九十四条**　法第百七十八条（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

［２　略］

（進行協議期日）

**第九十五条**　［略］

［２　略］

３　法第二百六十一条（訴えの取下げ）第五項及び第六項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。

３　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。

４　第一項及び前項に規定するほか、弁論準備手続の調書については、法第百六十条（口頭弁論調書）及びこの規則中口頭弁論の調書に関する規定を準用する。

（準備的口頭弁論の規定等の準用・法第百七十条等）

**第九十条**　第六十三条（期日外釈明の方法）及び第六十五条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による協議・法第百七十六条）

**第九十一条**　裁判長又は高等裁判所における受命裁判官（以下この条において「裁判長等」という。）は、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって書面による準備手続における協議をする場合には、その協議の日時を指定することができる。

２　前項の方法による協議をしたときは、裁判長等は、裁判所書記官に当該手続についての調書を作成させ、これに協議の結果を記載させることができる。

３　第一項の方法による協議をし、かつ、裁判長等がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に同項の方法による協議をした旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項第二号に掲げる事項を記載させなければならない。

［４　同上］

［新設］

（口頭弁論の規定等の準用・法第百七十六条）

**第九十二条**　第六十三条（期日外釈明の方法）及び第八十六条（証明すべき事実の調書記載等）第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（証明すべき事実の調書記載・法第百七十七条）

**第九十三条**　書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実の確認がされたときは、当該事実を口頭弁論の調書に記載しなければならない。

（法第百七十八条の規定による当事者の説明の方式）

**第九十四条**　法第百七十八条（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面でしなければならない。

［２　同上］

（進行協議期日）

**第九十五条**　［同上］

［２　同上］

３　法第二百六十一条（訴えの取下げ）第四項及び第五項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。